

標準プラン(TK)
【主契約料金表】

ガス料金その他の供給条件の内容

1 適 用

この主契約料金表は、東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域における東京地区等（ただし、お客さまのお申込みをお受けできない地域として当社が別途定める地域を除く。）のお客さまで、当社が別途定めるENEOS都市ガス需給約款が適用される需要で、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 ガ ス 料 金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金の単価表は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(2)によって算定された原料費調整額単価を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表（原料費調整）1(2)によって算定された原料費調整額単価を加えたものといたします。

なお、使用量（ガス料金の算定期間における使用量をいいます。別途定める場合を除き、以下同じです。）が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

(1) 料 金 表 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	735.45 円
---------	----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	140.76 円
-------------	----------

(2) 料金表 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,022.35 円
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	126.42 円
-------------	----------

(3) 料金表 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,187.65 円
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	123.65 円
-------------	----------

(4) 料金表 D

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,816.32 円
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	119.95 円
-------------	----------

(5) 料金表 E

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	6,040.32 円
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	111.50 円
-------------	----------

(6) 料金表 F

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	11,953.92 円
---------	-------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	104.11 円
-------------	----------

3 日割計算

- (1) 当社は、ENEOS都市ガス需給約款 16（ガス料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、日割計算し、ガス料金を算定いたします。

日割計算を行う場合のガス料金は、次の日割計算後、基本料金と従量料金を合計した金額といたします。なお、この場合の2（ガス料金）の適用区分は、日割計算で算出したお客さまのガス使用日数（以下「日割計算対象日数」といいます。）における使用量に30を乗じ、日割計算対象日数で除した1月換算の使用量によります。

① 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨ていたします。

② 従量料金

2 (ガス料金) の料金表における1立方メートルあたりの従量料金の単価に日割計算対象日数における使用量を乗じて算定いたします。ただし、従量料金の単価は、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表(原料費調整)1(2)によって算定された原料費調整単価を差し引いたものとし、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表(原料費調整)1(2)によって算定された原料費調整単価を加えたものといたします。

4 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	……45	メガジュール
	最低熱量	……44	メガジュール
圧力	最高圧力	……2.5	キロパスカル
	最低圧力	……1.0	キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……47	
	最低燃焼速度	……35	
	最高ウォッベ指数	……57.8	
	最低ウォッベ指数	……52.7	

5 各種手数料

請求書等を書面で発行する場合、次の(1)または(2)に該当する場合を除き、次の発行手数料をお支払いいただきます。

- (1) ENEOSでんきの請求書・利用明細書または領収書の発行手数料をご負担いただいているお客さまで、かつ、ENEOSでんきおよびENEOS都市ガスの両方を同一名義、同一使用場所、同一支払方法でご契約いただいているお客さまの場合は、ENEOS都市ガスの請求書・利用明細書または領収書の発行手数料を無料といたします。
- (2) 複数の使用場所のENEOS都市ガスの料金を一括してお支払いいただくお客さまの場合は、ENEOS都市ガスの請求書・利用明細書または領収書の発行手数料を無料といたします。

発行手数料	請求書・利用明細書	1通につき220円(税込)
	領収書	1通につき275円(税込)
	支払証明書	1通につき880円(税込)

6 その他

その他の事項については、ENEOS都市ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則(実施期日)

この料金表は、2023年10月1日から実施いたします。

別 表 (原料費調整)

1 原料費調整単価の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LPG 価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が 57,250 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (57,250 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{0.081 \times (1 + \text{消費税率})}{100}$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 57,250 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均原料価格} - 57,250 \text{ 円}) \times \frac{0.081 \times (1 + \text{消費税率})}{100}$$

なお、原料費調整単価の小数点第 3 位以下の端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用される従量料金の単価に適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日の翌日から6月の検針日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日の翌日から7月の検針日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日の翌日から8月の検針日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日の翌日から9月の検針日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日の翌日から10月の検針日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日の翌日から11月の検針日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日の翌日から12月の検針日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日の翌日から翌年の1月の検針日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日の翌日から2月の検針日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日の翌日から3月の検針日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日の翌日から4月の検針日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日の翌日から5月の検針日までの期間

2 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料単価算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。